世田谷区要保護児童支援専門員　募集要領

１．採用職種・採用予定人数

　　要保護児童支援専門員　　　１名

２．応募資格　令和７年１０月１日現在、以下の要件をいずれも満たす者。

(１)　次のアからオまでのうち、いずれかに該当する者

　ア　児童福祉司の任用資格を有する者

　イ　公認心理師の資格を有する者

　ウ　臨床心理士の資格を有する者

　エ　社会福祉士の資格を有する者

　オ　精神保健福祉士の資格を有する者

(２)　７年以上の児童相談行政の経験のある者又はそれと同等以上の能力を有すると認め

られる者

(３)　要保護児童支援専門員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有する

と認められる者

(４)　職務に意欲のある者

(５)　地方公務員法第１６条の各号いずれにも該当しない者

３．主な職務

(１)　子ども家庭支援に関する支援及び相談について専門的な助言・指導に関すること。

(２)　関係会議への参加及び専門的な助言・支援に関すること。

(３)　子ども・子育てに携わる職員等の人材育成に関わる専門的な助言・指導に関すること。

(４)　児童虐待防止から自立支援に向けての事業の計画・立案及び研究・研修に必要な専門的助言・指導に関すること。

(５)　緊急時等の児童虐待に係る対応に関すること。

(６)　被措置児童等虐待対応に関すること。

(７)　その他児童虐待対策に関し、所属長の指示する事項

４．勤務条件

(１)　身　　分　会計年度任用職員

(２)　任用期間　令和７年１０月１日から令和８年３月３１日

　　　　　　　　※勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、再度の任用をする制度があります。

(３)　報　　酬　月額　　　３０４，５００円（地域手当相当分含む、旅費別途支給）

　　　　　　　　　　　　　※令和７年度現在の額

　　　　　　　　期末手当　一定の要件を満たす場合、支給します。

(４)　勤務日数　月１６日勤務　勤務日は所属長が指定する。

(５)　勤務時間　平日　９時～１７時（実働７時間）

(６)　休　　暇　有給休暇　７日（上記任用期間を通じて任用された場合の予定日数）

　　　　　　　　※年間通じて任用された場合は１４日付与されます。

※その他、夏季休暇、慶弔休暇等の制度があります。

(７)　社会保険　健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用となります。

　　　　　　　　※公務災害補償等の適用となります。

(８)　通勤手当　月額５５，０００円を上限に実費支給します。

(９)　その他　　地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合には懲戒処分等の対象となることがあります。

５．勤務場所

　　子ども・若者部児童相談支援課

６．選考方法及び日程
(１)　第一次選考

方　　法：書類選考（採用選考申込書、資格者証（写し）、論文をもとに選考する）

提出書類：①採用選考申込書（添付ファイル）

②資格者証（写し）

③世田谷区における勤務経歴等確認票（添付ファイル）

④論文（添付ファイル）

**〈**論文の課題（１，２００字程度）**〉**

　　　　　　　　「あなたのこれまでの経験から児童虐待対応で大切だと考えていること」

※④については、添付ファイルを出力したものに、全て自筆で記入すること。

**申込期限：令和７年８月５日（火）午後４時【必着】**

　　　申込方法：期限までに上記提出書類を持参又は郵送により提出してください。

　　　　　　　　〈郵送による申し込みの場合〉

　　　　　　　　　封筒に赤字で「採用選考申込」と明記し、送付してください。なお、普通郵便で送付した場合の事故については、責任を負いません。

　　　　　　　　〈持参による申し込みの場合〉

　　　　　　　　　土・日・祝日を除く、午前８時３０分～午後５時（最終日は午後４時）までに「７．提出先」の窓口へお越しください。

結果通知：令和７年８月１２日（火）（予定）全員に発送。

　　　※採用選考申込書に写真漏れ、記入漏れ、事実相違があった場合は不合格とします。

　　　※提出書類は返却しません。

　　　※選考結果に関する問い合わせには、一切回答しません。

(２)　第二次選考（詳細は第一次選考の合格通知の際にお知らせします）
　　　方　　法：面接選考（人物並びに職務に関連する経験及び知識についての個別面接）

　　　日　　時：令和７年８月１８日（月）～８月２０日（水）（予定）の指定する日時

　　　結果通知：令和７年８月２１日（木）（予定）全員に発送。

　　　※選考結果に関する問い合わせには、一切回答しません。

７．提出先・お問い合わせ先

　〒１５６－００４３　世田谷区松原６－３－５　梅丘分庁舎２階

　世田谷区　子ども・若者部　児童相談支援課　児童相談支援担当

　電話：０３－６３０４－７７４５